

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 「なごみの家」 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりの園が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業(以下、「事業所」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者、要支援者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者、要支援者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者、要支援者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能の維持向上に努め、できる限り日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 7 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行う。
- 8 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供または電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 9 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- 10 提供する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し常に改善を図る。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

なごみの家

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区若林町45番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1名(常勤兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう事業所利用者の(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 1名以上(常勤以外で兼務)

健康把握を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 8名以上

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、通い、宿泊、訪問サービスに際し、適切な介助を行う。

また宿泊に対して1名以上の夜勤を配置し、宿泊者がいない場合にも宿直者を1名配置することにより、夜間の訪問や連絡等に対応する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 ①通いサービス(基本時間) 8:30~17:30

②宿泊サービス(基本時間) 17:30~8:30

③訪問サービス(基本時間) 24時間

緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は20人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は15人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

((介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能の維持向上を目的としたアクティビティ・サービス等を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

移動の介助

養護（休養）

その他必要な日常生活の介助

②健康チェック

検温、血圧測定等、利用者の健康状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

日常生活動作に関する訓練

レクリエーション（アクティビティ・サービス）

グループ活動

行事的活動

園芸活動

趣味活動（ドライブ、買い物等を含む）

地域における活動への参加

④食事等の支援

食事、おやつの準備、後片付け

食事、おやつの摂取の介助

その他の食事等に必要な介助

⑤入浴等の支援

入浴または清拭等の準備

衣服の着脱、洗髪、洗身の介助

その他必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅に出向き、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所の宿泊スペースに宿泊していただき、食事、排泄、休養等の日常生活上の世話を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、要介護認定申請等に関する代行を行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者を抱える家族への助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥介護保険サービスを利用する上で必要な要介護認定に関する手続き等
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画)

第10条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、同事業所の介護職員等との協議の上、援助の目標またその目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載するとともに、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の内容について、利用者またはその家族に説明し同意を得る。
- 4 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画は、2年間保存する。
- 5 利用者に対し、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 7 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用料)

第11条 事業所が提供する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は収入に応じて介護報酬の1割・2割・3割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 宿泊は、1泊につき2,000円を徴収する。
- (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食410円、昼食510円、おやつ105円、夕食510円を徴収する。
- (3) おむつ代は、紙おむつ120円/枚、紙パンツ100円/枚、尿とりパット30円/枚、夜用パ

ット50円/枚とする。

- (4) 居室でのテレビ使用を希望される場合については1日100円として貸し出し、午前0時を基準としてカウントする。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払いに係るサービスを提供する際には、事前に利用者または家族に対して、当該サービス内容及び費用の説明をした上で同意を得るとともに、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
 - 3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込み、預金口座振替(自動払込)により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

浜松市における介護保険事業計画において定められた、当事業所が所在する生活圏域とする。具体的には、可美、新津、白脇地区とする。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、また当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護について利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第14条 利用者の個人情報を含む(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第15条 事業所の従業員は、就業規則に従い業務上知り得た利用者または家族の秘密保持を厳守し、また従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、法人が定めた個人情報保護規程に則り誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第16条 提供した(介護予防)小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について、利用者またはその家族にサービス内容を説明する文書に併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した(介護予防)小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。

- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により、浜松市が行う文書やその他の物件の提出もしくは提示の求め、または浜松市の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して浜松市が行う調査に協力するとともに、浜松市からの指導または助言を受けた場合においては当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 浜松市から求めがあった場合には、改善内容を浜松市へ報告する。
- 6 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者または家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（事故発生時の対応）

- 第17条 利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

（衛生管理）

- 第18条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は、清潔を保持するため、適宜清掃・洗浄また必要に応じ消毒するなどして、常に衛生管理に努めるものとする。
- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

（緊急時における対応方法）

- 第19条 職員は、サービスの実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかにその家族及び主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医への連絡や指示が得られない場合は、事業所が定めた協力医療機関に指示を仰ぎ、家族との連携のもと受診等の適切な処置を講ずる。また重篤な場合は、家族に連絡するとともに、救急車を手配し救急病院へ搬送する。
 - 3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第20条 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第21条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法や避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第22条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議は、概ね2カ月に1回開催する。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、浜松市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第23条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - ア 業務日誌
 - イ 利用者サービス提供記録
 - ウ 利用名簿
 - エ その他事業の実施に関する記録等

(その他運営についての留意事項)

第24条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後概ね1ヶ月以内
- (2) 定期的研修 随時
- 2 サービス担当者会議において、利用者や家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 3 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービス選定に資すると認

められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

- 4 事業所の通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所等を紹介する等必要な措置を講ずるものとする。
- 5 事業所は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び期間を確かめるものとする。
- 6 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するものとする。
- 7 （介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なく（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、あるいは偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を浜松市に通知するものとする。
- 8 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 9 適切な指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 10 この規程に定める事項のほか運営に関する重要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成20年10月1日から改正施行する。

この規定は、平成25年11月1日から改正施行する。

この規定は、平成27年8月1日から改正施行する。

この規定は、令和4年6月1日から改正施行する。

この規定は、令和5年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日より改正施行する。

この規程は、令和6年7月1日より改正施行する。